

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画

平成21年 3月10日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
東日本高速道路株式会社

【目次】

1	高速道路利便増進事業	
1	法第2条第4項第1号に規定する高速道路利便増進事業	1
2	法第2条第4項第2号に規定する高速道路利便増進事業	
(1)	平日夜間割引 ()	2
(2)	平日夜間割引 ()	3
(3)	平日深夜割引	3
(4)	休日深夜割引	3
(5)	平日昼間割引 ()	4
(6)	平日昼間割引 ()	5
(7)	休日昼間割引	5
(8)	休日特別割引	7
(9)	通勤割引 (距離制限緩和)	1 1
(10)	東水戸道路等における深夜割引	1 3
(11)	東水戸道路等における通勤割引	1 3
(12)	東水戸道路等における早朝夜間割引	1 4
(13)	大口・多頻度割引の契約単位割引	1 4
(14)	休日バス割引	1 5
(15)	首都圏中央連絡自動車道 (あきる野インターチェンジから川島インターチェンジまで) における割引	1 5
(16)	首都圏中央連絡自動車道・高速自動車国道連続利用割引	1 7
(17)	首都圏中央連絡自動車道 (あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまで) における割引	1 8
(18)	関越特別区間割引	1 9
(19)	東北縦貫自動車道弘前線における割引	1 9
2	高速道路貸付料の額の減額	2 1
3	一般会計に承継される機構債務	2 1
4	計画期間	2 3
5	実施体制	2 3
6	協定の変更	2 3

本計画は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び東日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号。以下「法」という。）第7条第2項に基づき共同して作成し、平成21年2月24日付で国土交通大臣から同意を得た高速道路利便増進事業に関する計画を、法第7条第8項に基づき変更する計画（以下「計画」という。）である。

1 高速道路利便増進事業

1 法第2条第4項第1号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

（1）事業の内容

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路（以下単に「高速道路」という。）のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で、専らETC通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号イに規定するETC通行車をいう。）の通行の用に供することを目的として、平成21年4月1日から平成30年3月31日まで間に供用されるものの整備に関する事業（修繕に係る工事のうち機構が会社からその費用に係る債務を引き受けることとなるものを含む）であって、（2）に掲げる目標の達成に資することによって、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進が図られると認められるもの（以下「スマートインターチェンジ整備事業」という。）。

（2）整備目標

スマートインターチェンジ整備事業の実施により、高速道路のインターチェンジ間隔の平均を欧米並み（約5km）に改善することを念頭に、当面、人口・産業等が集積する平地部、高速道路が通過するもののインターチェンジのない市町村等における整備に重点を置くこととする。具体的には、平成30年3月31日までに、全国で概ね200箇所を整備し、会社においては別紙-1に記載する高速道路を対象に66箇所を整備する。

（3）事業の手続き

概ね以下の手続きを進める。

都道府県、地方整備局等広域行政を担う関係機関及び会社が連携し、あらかじめ、スマートインターチェンジ整備事業の実施による土地利用や産業政策等について広域的に検討。

高速道路と接続する道路の管理者である地方公共団体、会社及び関係機関からなる地区協議会での個別箇所毎の検討。

地方公共団体が会社及び機構に当該スマートインターチェンジ整備事業に係る実施計画書を提出。

会社及び機構が、毎年度、新規整備箇所にかかる年度計画を取りまとめ、
国がこれに同意。

連結許可、協定変更等の所要の手続きを経て事業を実施。

2 法第2条第4項第2号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

(1) 平日夜間割引()

割引をする自動車

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に定める休日を除く。)の午後10時から翌午前0時までの間に、別紙-2又は別紙-5(ただし、Fを除く。)に掲げる高速道路を通行する自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。

割引率

30%

適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日まで(ただし、一般国道6号(東水戸道路)、一般国道6号(仙台東部道路)、一般国道7号(秋田外環状道路)、一般国道7号(琴丘能代道路)、一般国道127号(富津館山道路)及び一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間にあつては平成20年11月11日から平成30年3月31日までとし、一般国道13号(米沢南陽道路)、一般国道13号(湯沢横手道路)、一般国道45号(三陸自動車道(仙塩道路))、一般国道45号(百石道路)、一般国道47号(仙台北部道路)、一般国道126号(千葉東金道路)、一般国道233号(深川留萌自動車道(深川沼田道路))、一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち木更津金田インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間及び一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(つくば市から稲敷市まで)にあつては平成21年3月30日から平成30年3月31日までとする。)

(2) 平日夜間割引 ()

割引をする自動車

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前4時から午前6時までの間又は午後8時から午後10時までの間に別紙-2又は別紙-5(ただし、Fを除く。)に掲げる高速道路を通行するETC車。

割引率

30%

適用する期間

平成21年3月30日から平成23年3月31日まで。

(3) 平日深夜割引

割引をする自動車

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前0時から午前4時までの間に別紙-2又は別紙-5(ただし、Fを除く。)に掲げる高速道路を通行するETC車。

割引率

50%

適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日まで(ただし、一般国道6号(東水戸道路)、一般国道6号(仙台東部道路)、一般国道7号(秋田外環状道路)、一般国道7号(琴丘能代道路)、一般国道127号(富津館山道路)及び一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間にあつては平成20年11月11日から平成30年3月31日までとし、一般国道13号(米沢南陽道路)、一般国道13号(湯沢横手道路)、一般国道45号(三陸自動車道(仙塩道路))、一般国道45号(百石道路)、一般国道47号(仙台北部道路)、一般国道126号(千葉東金道路)、一般国道233号(深川留萌自動車道(深川沼田道路))、一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち木更津金田インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間及び一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(つくば市から稲敷市まで)にあつては平成21年3月30日から平成30年3月31日までとする。)

(4) 休日深夜割引

割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前0時から午前4時までの間に別紙-2又は別紙-5(ただし、Fを除く。)に掲げる高速道路を通行するETC車。

割引率

50%

適用する期間

平成21年4月29日から平成23年3月31日まで。

(5) 平日昼間割引()

割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間(別紙-2に掲げる高速道路のうち別紙-3に掲げる均一制を適用する区間を除く区間)又は別紙-5のうちA若しくはBに掲げる高速道路のうち、100キロメートル以内の区間を通行し(別紙-4に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。)かつ、月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する平日昼間割引()を含む。)の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に別紙-3に掲げる均一制を適用する区間又は一般国道409号(東京湾・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道13号(米沢南陽道路)を、福島飯坂インターチェンジ(ただし、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。)を経由し連続して通行する場合。
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線と一般国道13号(米沢南陽道路)を、山形上山インターチェンジを経由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。)
高速自動車国道東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

(ロ) 均一制を適用する区間

別紙-3のうちAに掲げる均一制を適用する区間又は別紙-5のうちCに掲げる高速道路を通行し、かつ、月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(中日本高速道路株式会社又は西日本高速道

路株式会社が適用する平日昼間割引（ ）を含む。）の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

割引率

30%。

ただし、別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間を含む通行については、同区間の通行に係る料金を除いた料金に対して割引を適用する。

適用する期間

平成21年3月30日から平成21年7月7日まで。

(6) 平日昼間割引（ ）

割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間（別紙 - 2 に掲げる高速道路のうち別紙 - 3 に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。）又は別紙 - 5 のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行し（別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。）かつ、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

(ロ) 均一制を適用する区間等

別紙 - 3 のうちAに掲げる均一制を適用する区間又は別紙 - 5 のうちCに掲げる高速道路を通行し、かつ、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

割引率

30%。

ただし、（イ）に定める対距離制を適用する区間等を通行する場合で、当該通行が100キロメートル（別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間を通行する場合には当該区間の利用距離を除く。）を超える場合は、100キロメートルの通行に係る料金に対して割引を適用する。

適用する期間

平成21年7月8日から平成23年3月31日まで。

(7) 休日昼間割引

割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間（別紙 - 2 に掲げる高速道路のうち別紙 - 3 に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。）又は別紙 - 5 のうちA若しくはBに掲げる高速道路のうち、100キロメートル以内の区間を通行し（別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。）かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、上記の自動車が高割引（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が実施する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に別紙 - 3 に掲げる均一制を適用する区間又は一般国道409号（東京湾・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道13号（米沢南陽道路）を、福島飯坂インターチェンジ（ただし、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。）を経由し連続して通行する場合。
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線と一般国道13号（米沢南陽道路）を、山形上山インターチェンジ（高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの一部が供用した場合は、上山インターチェンジ又は山形上山インターチェンジ及び上山インターチェンジとする。）を経由し連続して通行する場合（ただし、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。）
高速自動車国道東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

（ロ）均一制を適用する区間

別紙 - 3 のうちAに掲げる均一制を適用する区間又は別紙 - 5 のうちCに掲げる高速道路を通行し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、上記の自動車が高割引（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。

割引率

50%。

ただし、別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間を含む通行については、同区間の通行に係る料金を除いた料金に対して割引を適用する。

適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日まで（ただし、一般国道13号（米沢南陽道路）、一般国道13号（湯沢横手道路）、一般国道45号（三陸自動車道（仙塩道路））、一般国道45号（百石道路）、一般国道47号（仙台北部道路）、一般国道126号（千葉東金道路）、一般国道233号（深川留萌自動車

道（深川沼田道路）、一般国道235号（日高自動車道（苫東道路））、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（つくば市から稲敷市まで）にあっては平成21年3月28日から平成30年3月31日までとする。）。

（8）休日特別割引

割引をする自動車

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日及び下表に掲げる日に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等及び普通車。

平成21年11月	2日
平成22年	2月12日
平成22年	4月30日
平成22年	9月24日
平成22年11月	22日
平成22年12月	24日
平成23年	1月3日

割引率

（イ）地方部（（ロ）に定める区間以外の区間。）

50%（別紙-5のうちFに掲げる区間については割引率50%を適用しない。）。

ただし、割引後の料金の額が1,000円を超える場合には、料金は1,000円とする。

なお、下表に掲げる場合（二以上の場合に該当し得るときを含む）におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額（（ロ）にかかる料金の額及び一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの間の料金の額を除く。）を合算した額が1,000円を超える場合は、これを1,000円とする（平成21年4月29日から適用する。）。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に別紙-3のうちAに掲げる均一制を適用する区間を含む場合。

高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジとトナムインターチェンジ（高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線のうち夕張インターチェンジからトナムインターチェンジの間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を經由し連続して通行する場合（ただし、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジからトナムインターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。）。

<p>高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジと十勝清水インターチェンジを經由し連続して通行する場合（ただし、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジからトナムインターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。）</p>
<p>高速自動車国道東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを經由し連続して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と高速自動車国道関越自動車道新潟線を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口インターチェンジと高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と高速自動車国道常磐自動車道を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口インターチェンジと高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と高速自動車国道東関東自動車道水戸線を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口インターチェンジと高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道14号（京葉道路）を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口インターチェンジと、一般国道14号（京葉道路）の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口インターチェンジと、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。</p>

<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と高速自動車国道常磐自動車道を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と高速自動車国道東関東自動車道水戸線を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と一般国道14号(京葉道路)を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、一般国道14号(京葉道路)の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の木更津金田インターチェンジ(ただし、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。)又は浮島インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道常磐自動車道と高速自動車国道東関東自動車道水戸線を、高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジと高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道常磐自動車道と一般国道14号(京葉道路)を、高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジと、一般国道14号(京葉道路)の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを經由して通行する場合。</p>

<p>高速自動車国道常磐自動車道と一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）を、高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジと、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>高速自動車国道東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、高速自動車国道東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>一般国道14号（京葉道路）と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、一般国道14号（京葉道路）の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。</p>
<p>一般国道14号（京葉道路）と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、一般国道14号（京葉道路）の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。</p>

一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。

一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）の木更津金田インターチェンジ（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。）又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジを經由して通行する場合。

（ロ）大都市部（別紙 - 3のうちBに掲げる区間、別紙 - 4に掲げる区間及び別紙 - 5のうちDに掲げる高速道路）

30%。

ただし、午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合については50%とする。

適用する期間

平成21年3月28日から平成23年3月31日まで（ただし、一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間については平成21年3月20日から平成23年3月31日までとする。）

（9）通勤割引（距離制限緩和）

割引をする自動車

（イ）対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間（別紙 - 2に掲げる高速道路のうち別紙 - 3に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。）又は別紙 - 5のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行し（別紙 - 4に掲げる大都市近郊区間のみを通行を除く。）かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車（平成23年4月1日から平成24年4月12日までの間については月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の通行に限る。）

ただし、上記の自動車が本割引（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が実施する通勤割引（距離制限緩和）を含む。）の適用を受けた後、

当該割引の適用を受けた時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に別紙 - 3 に掲げる均一制を適用する区間又は一般国道409号（東京湾・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道13号（米沢南陽道路）を、福島飯坂インターチェンジ（ただし、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。）を經由し連続して通行する場合。
--

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線と一般国道13号（米沢南陽道路）を、山形上山インターチェンジを經由し連続して通行する場合（ただし、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。）
--

高速自動車国道東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
--

（ロ）均一制を適用する区間等

別紙 - 3 のうちAに掲げる均一制を適用する区間又は別紙 - 5 のうちCに掲げる高速道路を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車（平成23年4月1日から平成24年4月12日までの間については月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の通行に限る。）

割引率

50%。

ただし、（イ）に定める対距離制を適用する区間等を通行する場合で、当該通行が100キロメートル（別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間を通行する場合には当該区間の利用距離を除く。）を超える場合は、100キロメートルの通行に係る料金に対して割引を適用する。

適用する期間

平成21年7月8日から平成24年4月12日まで。

(1 0) 東水戸道路等における深夜割引

割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に別紙 - 5 のうち A、B、C 又は E に掲げる高速道路を通行する E T C 車。

割引率

30%

適用する期間

平成21年3月28日(別紙 - 5 のうち E に掲げる高速道路にあっては平成23年4月1日。)から平成30年3月31日まで。

(1 1) 東水戸道路等における通勤割引

割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

別紙 - 5 のうち A 又は B に掲げる高速道路のうち、100キロメートル以内の区間を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する E T C 車。

ただし、上記の自動車が本割引(中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する通勤割引を含む。)の適用を受けた後、同時帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に別紙 - 3 に掲げる均一制を適用する区間又は一般国道409号(東京湾・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道13号(米沢南陽道路)を、福島飯坂インターチェンジ(ただし、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。)を経由し連続して通行する場合。
--

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線と一般国道13号(米沢南陽道路)を、山形上山インターチェンジ(高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。)を経由し連続して通行する場合(ただし、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線のうち南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。)

高速自動車国道東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
--

(ロ) 均一制を適用する区間

別紙 - 5 のうち C に掲げる高速道路を通行し、かつ、午前 6 時から午前 9 時までの間又は午後 5 時から午後 8 時までの間に料金所を通行する E T C 車。

ただし、上記の自動車がある割引（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

割引率

50%

適用する期間

平成 21 年 3 月 28 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

(12) 東水戸道路等における早朝夜間割引

割引をする自動車

別紙 - 5 のうち B に掲げる高速道路を通行する自動車のうち、別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間若しくは別紙 - 5 のうち D に掲げる高速道路の一部若しくは全部を含む 100 キロメートル以内の区間を通行し、又は別紙 - 5 のうち E に掲げる高速道路を通行し、かつ、午後 10 時から翌午前 6 時までの間に料金所を通行する E T C 車。

割引率

50%

適用する期間

平成 21 年 3 月 28 日(別紙 - 5 のうち E に掲げる高速道路にあっては平成 23 年 4 月 1 日。)から平成 30 年 3 月 31 日まで。

(13) 大口・多頻度割引の契約単位割引

割引をする自動車

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「3 会社」という。）との契約により貸与された E T C コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車。

割引率

に定める契約に基づく利用者による別紙 - 2 に掲げる高速自動車国道の月間利用額（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。）の合計額が 450 万円を超え、かつ、利用者による別紙 - 2 に掲げる高速自動車国道の自動車 1 台当たりの月間平均利用額（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の自動車 1 台毎の月間利用額と合算して計算する。）が 2 万 7 千円を超える場合（ただし、に定める契約に基づく利用者による別紙 - 2 に掲げる高速自動車国道の月間利用額（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。）の合計額が 500 万円を超え、かつ、利用者による別紙 - 2 に掲げる高速自動車国道の自動車 1 台当た

りの月間平均利用額（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）が3万円を超える場合を除く。）にあつては、利用者の月間利用額の合計に対し、5%の割引を行う。

適用する期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで。

(14) 休日バス割引

割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日に高速道路を通行するETC車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車（ただし、3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）

割引率

30%

適用する期間

平成21年7月4日から平成23年3月31日まで。

(15) 首都圏中央連絡自動車道（あきる野インターチェンジから川島インターチェンジまで）における割引

割引をする自動車

に定めるAインターチェンジとFインターチェンジ若しくはGインターチェンジ、BインターチェンジとFインターチェンジ、CインターチェンジとFインターチェンジ、DインターチェンジとFインターチェンジ若しくはGインターチェンジ又はEインターチェンジとFインターチェンジ若しくはGインターチェンジの各インターチェンジ相互間を通行するETC車。

割引額

に定める各インターチェンジ相互間の割引額は次表のとおりとする。

	割引額(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A インターチェンジと F インターチェンジ若 しくはG インターチェ ンジ又はB インターチ ェンジとF インターチ ェンジの各インターチ ェンジ相互間	400	500	600	800	1,400
C インターチェンジと F インターチェンジの 各インターチェンジ相 互間	300	300	300	300	300
D インターチェンジと F インターチェンジの インターチェンジ相互 間	300	300	300	300	400
D インターチェンジと G インターチェンジの 各インターチェンジ相 互間	100	150	150	200	400
E インターチェンジと F インターチェンジの インターチェンジ相互 間	300	300	500	650	1,150
E インターチェンジと G インターチェンジの 各インターチェンジ相 互間	300	400	500	650	1,150

適用する期間

平成21年4月1日から平成21年5月12日まで。

対象インターチェンジ

A インター チェンジ	高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから川越インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで)の坂戸インターチェンジ及び川島インターチェンジ。
B インター チェンジ	高速自動車国道関越自動車道新潟線の鶴ヶ島インターチェンジから前橋インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び藤岡インターチェンジ並びに高速自動車国道北関東自動車道の前橋南インターチェンジから伊勢崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
C インター チェンジ	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで)の八王子西インターチェンジから入間インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

Dインターチェンジ	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで)の狭山日高インターチェンジ。
Eインターチェンジ	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで)の圏央鶴ヶ島インターチェンジ。
Fインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ。
Gインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の相模湖インターチェンジから河口湖インターチェンジまで及び高速自動車国道中央自動車道西宮線の勝沼インターチェンジから甲府昭和インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(16) 首都圏中央連絡自動車道・高速自動車国道連続利用割引
割引をする自動車

に定めるAインターチェンジとBインターチェンジ若しくはCインターチェンジの各インターチェンジ相互間又はDインターチェンジとEインターチェンジの各インターチェンジ相互間を通行するETC車。

割引額

150円。

ただし、に定めるAインターチェンジとCインターチェンジの各インターチェンジ相互間については300円。

適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日まで。

対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで)又は中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の各インターチェンジ
Bインターチェンジ	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の川口インターチェンジから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジ又は中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジの間の各インターチェンジ
Cインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ
Dインターチェンジ	一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(つくば市から稲敷市まで)の各インターチェンジ
Eインターチェンジ	高速自動車国道常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまでの間の各インターチェンジ

(17)首都圏中央連絡自動車道(あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまで)における割引

割引をする自動車

ETC車。

割引率等

2以上の高速自動車国道と接続する区間として、に定める各区間の割引額については次表のとおりとする。

区間	割引額(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A	250	350	400	550	950
B	600	750	900	1,250	1,950
C	700	800	900	1,400	1,950
D	400	500	600	800	1,400
E	600	750	850	1,250	1,850
F	250	350	400	550	950

ただし、上表に定めるAからFまでの各区間の割引適用後の料金が、の表中のa若しくはcに掲げるインターチェンジ又はa若しくはcに掲げる区間のいずれかのインターチェンジで本割引適用時に利用したインターチェンジとbに掲げる区間のいずれかのインターチェンジ間の料金を下回る場合は、後者の料金を前者の料金と同額にする。

適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日まで。

対象区間

下表のaに掲げるインターチェンジ又はaに掲げる区間のいずれかのインターチェンジとcに掲げるインターチェンジ又はcに掲げる区間のいずれかのインターチェンジ相互間。

	a	b	c
A	海老名北インターチェンジ	圏央厚木インターチェンジから八王子南インターチェンジまでの区間	八王子ジャンクションから一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)の圏央鶴ヶ島インターチェンジまでの区間
B	中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の海老名北インターチェンジ	圏央厚木インターチェンジから圏央鶴ヶ島インターチェンジまでの区間	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)の鶴ヶ島ジャンクションから菖蒲白岡インターチェンジまでの区間

C	中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の海老名北インターチェンジ	圏央厚木インターチェンジから菖蒲白岡インターチェンジまでの区間	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)あきる野市から久喜市までの久喜白岡ジャンクション
D	中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の圏央厚木インターチェンジから八王子ジャンクションまでの区間	八王子西インターチェンジから圏央鶴ヶ島インターチェンジまでの区間	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)あきる野市から久喜市までの鶴ヶ島ジャンクションから菖蒲白岡インターチェンジまでの区間
E	中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の圏央厚木インターチェンジから八王子ジャンクションまでの区間	八王子西インターチェンジから菖蒲白岡インターチェンジまでの区間	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)あきる野市から久喜市までの久喜白岡ジャンクション
F	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)あきる野市から久喜市までのあきる野インターチェンジから鶴ヶ島ジャンクションまでの区間	坂戸インターチェンジから菖蒲白岡インターチェンジまでの区間	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)あきる野市から久喜市までの久喜白岡ジャンクション

(18) 関越特別区間割引

割引をする自動車

ETC車。

割引率

高速自動車国道関越自動車道新潟線の水上インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額について、30%の割引を行う。

適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日までとする。

(19) 東北縦貫自動車道弘前線における割引

割引をする自動車

高速自動車国道関越自動車道新潟線、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び埼玉県道高速板橋戸田線又は埼玉県道高速さいたま戸田線の3路線を連続して通行するETC車。

割引率

50%

ただし、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の料金に適用する。
適用する期間

平成23年4月1日から平成30年3月31日まで。

2 高速道路貸付料の額の減額

法第7条第2項第2号に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる、機構による高速道路貸付料の額の減額については、以下のとおり。

【百万円】

東日本高速道路株式会社、 中日本高速道路株式会社、 及び西日本高速道路株式会社 に係る高速道路貸付料の額の減額	うち東日本高速道路株式会社に係る額
2,479,770	806,861

3 一般会計に承継される機構債務

法第7条第2項第3号に規定する高速道路貸付料の額の減額措置による機構の負担の軽減を図るため、一般会計に承継される機構債務は以下のとおり。

承継される 機構債務	承継額（百万円）		利率 （％）	償還期限	利息支払期
	元本	利息			
政府保証に号 第166回道路債券	97,771	96,954	2.10	平成21年3月25日	4月30日 10月30日
政府保証に号 第167回道路債券	288,857	280,700	0.70	平成25年4月24日	2月28日 8月28日
政府保証に号 第168回道路債券	83,389	81,324	0.60	平成25年5月23日	2月28日 8月28日
政府保証に号 第177回道路債券	163,111	150,900	1.50	平成26年4月22日	5月30日 11月30日
政府保証に号 第178回道路債券	200,413	183,101	1.50	平成27年3月20日	5月30日 11月30日
財政融資資金貸付金借入金 11001	54,328	53,800	2.00	平成21年4月27日	4月30日 10月30日

財政融資資金貸付金借入金 11002	101,476	100,500	976	1.70	平成 21 年 5 月 26 日	4 月 30 日 10 月 30 日
財政融資資金貸付金借入金 11003	42,849	42,400	449	1.60	平成 21 年 6 月 28 日	4 月 30 日 10 月 30 日
財政融資資金貸付金借入金 11004	28,515	28,100	415	2.00	平成 21 年 7 月 26 日	4 月 30 日 10 月 30 日
財政融資資金貸付金借入金 11005	52,043	51,200	843	2.00	平成 21 年 8 月 26 日	4 月 30 日 10 月 30 日
財政融資資金貸付金借入金 11006	77,157	75,700	1,457	2.10	平成 21 年 9 月 29 日	4 月 30 日 10 月 30 日
財政融資資金貸付金借入金 11007	27,613	27,100	513	1.90	平成 21 年 10 月 28 日	4 月 30 日 10 月 30 日
財政融資資金貸付金借入金 11008	27,376	26,800	576	2.00	平成 21 年 11 月 26 日	4 月 30 日 10 月 30 日
財政融資資金貸付金借入金 11009	146,821	143,373	3,448	2.10	平成 21 年 12 月 22 日	4 月 30 日 10 月 30 日
財政融資資金貸付金借入金 11009	32,797	32,027	770	2.10	平成 21 年 12 月 22 日	4 月 30 日 10 月 30 日
財政融資資金貸付金借入金 11010	40,179	39,161	1,018	2.10	平成 22 年 1 月 25 日	4 月 30 日 10 月 30 日
財政融資資金貸付金借入金 11013	128,641	125,100	3,541	2.10	平成 22 年 4 月 26 日	6 月 20 日 12 月 20 日
財政融資資金貸付金借入金 12003	89,824	87,300	2,524	1.90	平成 22 年 6 月 28 日	6 月 20 日 12 月 20 日
財政融資資金貸付金借入金 12004	18,146	17,613	533	1.90	平成 22 年 7 月 23 日	6 月 20 日 12 月 20 日
財政融資資金貸付金借入金 13001	261,468	254,335	7,133	1.20	平成 23 年 4 月 22 日	6 月 20 日 12 月 20 日
財政融資資金貸付金借入金 14001	199,542	190,000	9,542	1.50	平成 24 年 4 月 25 日	6 月 20 日 12 月 20 日
財政融資資金貸付金借入金 14002	71,686	68,180	3,506	1.50	平成 24 年 5 月 24 日	6 月 20 日 12 月 20 日

(注 1) 承継額に含まれる利息は、承継後に支払うこととされている利息の総額を計上。

(注 2) 上表の額は単位未満を端数処理している。

(注 3) 高速道路貸付料の額を減ずる時期と承継される機構債務の償還期限との差異により生ずる支払利息の軽減額(現行の収支明細における前提条件に基づき算定)を考慮している。

4 計画期間

平成20年10月14日から料金徴収期間満了の日まで。ただし、**1**2にあつては平成30年3月31日までとする。

5 実施体制

- (1) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- (2) 会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに行う。
- (3) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、金利等の社会経済情勢、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果を国土交通省へ報告するとともに、スマートインターチェンジ整備事業の状況等を踏まえて、必要に応じて本計画の変更を行う。

6 協定の変更

本計画に対する国土交通大臣の同意を得た後、速やかに、機構及び会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条及び高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条に基づき、協定の変更を行う。

- (1) 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線
- (2) 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線
- (3) 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内端野線
- (4) 高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線
- (5) 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線
- (6) 高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線
- (7) 高速自動車国道東北横断自動車道酒田線
- (8) 高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線
- (9) 高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道
- (10) 高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線
- (11) 高速自動車国道関越自動車道新潟線
- (12) 高速自動車国道関越自動車道上越線
- (13) 高速自動車国道常磐自動車道
- (14) 高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線
- (15) 高速自動車国道東関東自動車道水戸線
- (16) 高速自動車国道北関東自動車道
- (17) 高速自動車国道中央自動車道長野線（安曇野市から千曲市まで（豊科インターチェンジを含まない。））
- (18) 高速自動車国道北陸自動車道（新潟市から富山県下新川郡朝日町まで（朝日インターチェンジを含まない。））
- (19) 高速自動車国道成田国際空港線
- (20) 一般国道1号（横浜新道）
- (21) 一般国道6号（東水戸道路）
- (22) 一般国道6号（仙台東部道路）
- (23) 一般国道7号（秋田外環状道路）
- (24) 一般国道7号（琴丘能代道路）
- (25) 一般国道13号（米沢南陽道路）
- (26) 一般国道13号（湯沢横手道路）
- (27) 一般国道14号（京葉道路）
- (28) 一般国道16号（横浜横須賀道路）
- (29) 一般国道16号（横浜新道）
- (30) 一般国道16号（京葉道路）
- (31) 一般国道45号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））
- (32) 一般国道45号（百石道路）
- (33) 一般国道47号（仙台北部道路）
- (34) 一般国道126号（千葉東金道路）
- (35) 一般国道127号（富津館山道路）
- (36) 一般国道233号（深川・留萌自動車道（深川沼田道路））

- (3 7) 一般国道 2 3 5 号 (日高自動車道 (苫東道路))
- (3 8) 一般国道 4 0 9 号 (東京湾横断・木更津東金道路)
- (3 9) 一般国道 4 6 6 号 (第三京浜道路)
- (4 0) 一般国道 4 6 8 号 (横浜横須賀道路)
- (4 1) 一般国道 4 6 8 号 (首都圏中央連絡自動車道) (あきる野市から久喜市まで (あきる野インターチェンジを含む。) 及びつくば市から稲敷市まで)
- (4 2) 一般国道 4 6 8 号 (東京湾横断・木更津東金道路)

- ・ 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線
- ・ 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線
- ・ 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内端野線
- ・ 高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線
- ・ 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線
- ・ 高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線
- ・ 高速自動車国道東北横断自動車道酒田線
- ・ 高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線
- ・ 高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道
- ・ 高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線
- ・ 高速自動車国道関越自動車道新潟線
- ・ 高速自動車国道関越自動車道上越線
- ・ 高速自動車国道常磐自動車道
- ・ 高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線
- ・ 高速自動車国道東関東自動車道水戸線
- ・ 高速自動車国道北関東自動車道
- ・ 高速自動車国道中央自動車道長野線（長野県安曇野市から長野県千曲市まで（豊科インターチェンジを含まない。））
- ・ 高速自動車国道北陸自動車道（新潟県新潟市から富山県下新川郡朝日町まで（朝日インターチェンジを含まない。））
- ・ 高速自動車国道成田国際空港線

A	高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線（札幌南インターチェンジ から札幌インターチェンジ まで）
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線（札幌西インターチェンジ から札幌ジャンクションまで）
B	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（大泉インターチェンジ から川口インターチェンジ まで）
	高速自動車国道常磐自動車道（川口インターチェンジ から三郷インターチェンジ まで）
	高速自動車国道東関東自動車道水戸線（三郷インターチェンジ から三郷南インターチェンジ まで）

別紙 - 4

- ・ 高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（川口インターチェンジから加須インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道関越自動車道新潟線（練馬インターチェンジから東松山インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道常磐自動車道（三郷インターチェンジから谷田部インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道東関東自動車道水戸線（三郷南インターチェンジから成田インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道成田国際空港線（成田インターチェンジから新空港インターチェンジまで）

A	一般国道 6 号 (仙台東部道路)
	一般国道 7 号 (秋田外環状道路)
	一般国道 7 号 (琴丘能代道路)
	一般国道 1 3 号 (湯沢横手道路)
	一般国道 4 5 号 (三陸自動車道 (仙塩道路))
	一般国道 4 5 号 (百石道路)
	一般国道 4 7 号 (仙台北部道路)
	一般国道 2 3 3 号 (深川留萌自動車道 (深川沼田道路))
	一般国道 2 3 5 号 (日高自動車道 (苫東道路))
	B
一般国道 1 2 6 号 (千葉東金道路)	
一般国道 1 2 7 号 (富津館山道路)	
一般国道 4 0 9 号 (東京湾横断・木更津東金道路) のうち木更津金田インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間	
一般国道 4 6 8 号 (東京湾横断・木更津東金道路) のうち木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間	
一般国道 4 6 8 号 (首都圏中央連絡自動車道) (つくば市から稲敷市まで)	
C	
	一般国道 4 0 9 号 (東京湾横断・木更津東金道路) のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間
D	一般国道 4 6 8 号 (首都圏中央連絡自動車道) (あきる野市から久喜市まで)
E	一般国道 1 6 号及び 4 6 8 号 (横浜横須賀道路)
F	一般国道 1 4 号及び 1 6 号 (京葉道路) のうち習志野市鷺沼 (幕張インターチェンジ) から千葉市中央区浜の町 (終点) まで

以上